

平成24年第2回臨時会

建設水道常任委員会  
会 議 録

期日：平成24年4月26日（木）

場所：大曲庁舎 第3委員会室

## 平成24年第2回大仙市議会臨時会会議録

日 時：平成24年4月26日（木曜日）午前10時56分～午前12時09分

会 場：大曲庁舎 第3委員会室

### 出席委員（7人）

委員長	29番	竹原弘治	副委員長	11番	佐藤清吉
委員	4番	佐藤隆盛	委員	17番	児玉裕一
委員	21番	高橋幸晴	委員	23番	橋本五郎
委員	28番	千葉健			

### 欠席委員（0人）

なし

### 説明のため出席した者

建設部長	田口隆志	上下水道部長	小松春一
次長兼道路河川課長	福田繁	水道課長	足達隆
道路河川課参事	今野徳吉	水道課参事	佐藤勉
<del>道路河川課参事</del>	<del>五十嵐直樹</del>	水道課参事	佐々木忍
都市管理課長	井関由紀夫	<del>水道課参事</del>	<del>小西智</del>
建築住宅課長	佐藤喜八郎	次長兼下水道課長	岩谷友一郎
土地区画整理事務所長	山本伸夫	神岡支所農林建設課長	今辰雄
土地区画整理事務所参事	三浦龍市	西仙北支所農林建設課長	齋藤雄幸
土地区画整理事務所参事	千葉信夫	中仙支所農林建設課長	鈴木清仙
土地区画整理事務所参事	吉野一利	協和支所農林建設課長	佐川勝
		南外支所農林建設課長	伊藤誠一
		仙北支所農林建設課長	佐々木博
		太田支所農林建設課長	佐藤朗

### 議会事務局職員出席者

主 幹 堀江孝明

審査議案等

報告第 2 号 専決処分報告について（平成 23 年度大仙市一般会計補正予算（第 15 号））

議案第 114 号 損害賠償の額を定めることについて

議案第 115 号 平成 24 年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について

議案第 116 号 平成 24 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 117 号 平成 24 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

---

午前10時56分 開 会

○委員長（竹原弘治）

只今より建設水道常任委員会を開会いたします。

それでは、当委員会に付託されました事件について、別紙日程表のとおり審査致しますので、よろしくお願い致します。

なお、正確な会議録の作成のため、発言をする際は、委員長の許可を得たあと、マイクのスイッチを入れて、お願いいたします。

審査に入る前に、当局からご挨拶がありましたら、お願いいたします。

はじめに田口建設部長。

○建設部長（田口隆志） 建設水道常任委員の皆様にはお疲れのところ、常任委員会を開催いただき、厚く御礼申し上げます。

また、23日の所管事務調査はあいにくの雨となってしまいましたが、大変ご難気をおかけしました。それではこの機会をお借りし、2点ほど報告させていただきます。1点目は暴風被害についてでございます、爆弾低気圧により4月4日未明から暴風が吹き荒れ広域消防の資料では、3時に最大瞬間風速39メートルを記録しているようでございます。議員の皆様には被害状況の資料が配付されたことと思いますが、ご案内のようにこの風によりまして、各地域で被害が発生しております。建設部所管におきましても218件の被害が確認されております。市道の安全な通行を確保するためパトロールを強化し、随時支障物の撤去に努めましたが、45箇所では一時通行止めの措置をしながら作業を行っております。市営住宅では神岡、西仙北地域で被害が確認されたほか、公園関係では仙北地域で確認されております。なお、復旧費用が確定され通常経費で対応できない多額のものにつきましては、今次臨時会に補正をお願いしているところでございます。また、被害に遭われた市民の負担をできるだけ軽減するため緊急措置といたしまして、住宅リフォーム支援事業の対象工事となるよう要綱を変更させていただき、昨日の段階で10件ほどの申請を受付しております。

2件目は、交付金の配分の内示の状況についてでございます。除雪機械購入や南外1号線に関わるパッケージでは要望額の77%、落橋防止や橋梁点検に関わるパッケージでは100%、土地区画整理事業や中通線街路整備事業に関わるパッケージでは55%、住宅市街地総合整備事業や大曲駅前通線に関わるパッケージでは91%、住宅に関わるパッケージでは74%、住宅等セイフティーネットに関わるパ

パッケージでは87%となっております。いずれにいたしましても要望額に満たない部分の追加配分につきまして今後、県を通じ国に強く要望してまいりたいと考えております。

さて、本日もご審議お願いいたしますのは、先ほど当常任委員会に付託となりました建設部所管の平成23年度一般会計補正予算に関わる専決処分報告1件、平成24年度一般会計補正予算1件の計2件でございます。各案件につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。以上です。

○委員長（竹原弘治） 次に小松上下水道部長。

○上下水道部長（小松春一） 本日は大変お疲れのところ誠にありがとうございます。まず最初にこの場をお借りいたしまして、さる4月4日に発生した暴風被害の概要とその対応につきまして若干ご報告させていただきます。まず上水道施設の被害状況でございますけれども、大曲地域は角間川木内地区の浄水施設の建屋が飛ばされた状況となっております、西仙北地域は川西地区、大野地区の浄水場のドア、それから電気組み換え開閉器、これがそれぞれ被災しております。協和地域は先般所管事務調査におきましても被害箇所をご視察いただきましたが、大橋予備水源の建屋がそれぞれ被災している状況であります。停電によります給水の影響につきましては、昨年度に配備いたしました自家発電機が早速活用いたしまして、全地域とも断水による給水停止はございませんでした。次に下水道施設の被害状況でございます。西仙北地域の2処理場において、ガラス破損やトタン剥離など、軽微な被害がございました。停電対策でございますが、施設への停電が無かった南外、仙北、太田を除く5地域においてマンホールポンプからの水位沸流が考えられましたことから、これらの対策のためバキュームカーの配備や、実際に汚水発生した事例もありませんでした。その他発電機も実際発動した事例もございまして、こういった対策があったことによりまして全地域とも実害は無かったというような状況になっております。このように昨年度委員の皆様からのご配慮いただきました補正によります可搬式発電機、これ配備したおかげをもちまして、おおいに役立ちまして、大きなトラブルもなく、対応できたことにつきまして、あらためてお礼を申し上げますとともに、今後も一層迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。

さて、上下水道部から今回ご審査を頂きます案件でございますが、損害賠償案件と4月4日発生の暴風被害に伴う補正予算案でございます。損害賠償案件につきましては、協和地域において水道止水栓の管理を怠り、建物内配管が凍結により破損、

そのため漏水いたしまして、住宅に被害を生じせしめたため、その損害を賠償しようとするものでございます。本事件は相手方からの給水中止の申し込みがあったにも関わらず、止水栓の閉栓手続きを失念し、怠慢によりまして損害を与えてしまったものであり、このたび相手方の委任弁護士と示談が成立したために、今回補正をお願いするものでございます。このような事件は水道事業を管理運営するものにあつてはならないこととございまして、深くお詫びを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。今後このようなことが無いよう管理体制を含め事故再発防止のための注意指導を行ったところであり、今後とも私ども職員一同一層気を引き締め職務に当たって参る所存でございます。この事件の詳細につきましては、課長より説明申し上げますので、何卒ご理解ご承認いただけますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

○委員長（竹原弘治） ありがとうございます。

それではさっそく審査に入ります。

はじめに報告第2号、専決処分報告（平成23年度大仙市一般会計補正予算（第15号））を議題といたします。

なお、所管関係課の内容を一括説明いただき、まとめて質疑、討論、採決を行いますので、ご協力をお願いいたします。

では、当局の説明を求めます。はじめに福田道路河川課長。

○道路河川課長（福田 繁） 報告第2号、専決処分報告について（平成23年度大仙市一般会計補正予算（第15号））につきまして、ご説明申し上げます。

お手元に配付しております資料No.2の大仙市補正予算3月専決をお開き願いたいと思います。5ページお願いしたいと思います。第2表、繰越明許費の補正は、地方自治法第179条第1項の規定により、繰り越し明許費の専決処分をしたものであり、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものであります。内訳であります。6款、1項、国土調査事業費（補助分）は協和地域分であります。昨年3月の東日本大震災の影響で停止となっていた基準点成果が公表された後に、座標補正及び検証測量を実施する予定でありましたけれども、12月からの作業では、積雪等の影響を受け、検証測量の実施が難しくなるため繰り越しするもので、繰越額は、2,871千円であります。同じく11事業、国土調査費事業（単独分）についても、補助分の作業と同時進行となることから繰り越しするものであり、繰越額は1,365千円であります。次に、8款、2項、社会資本整備総合交付金事業費（南外1号線）は、本事業箇所隣接する雄物川築堤事業、国土交通省が所管でござ

ございますが、築堤事業の内容が見直しされたことにより、事業間調整に不測の日数を要したことにより繰り越したもので、繰越額は12,980千円であります。同じく8款、2項、社会資本整備総合交付金事業費（愛宕下こ線橋）は、落橋防止工事の排水装置を移設する必要が生じたので、それにとまなう移設工法の選定に不測の日数を要したことにより繰り越したもので、繰越額は、1,430千円であります。次にお手元に「道路－1」の資料を配付してございますのでご参照願いたいと思います。1ページをお開き願いたいと思います、先ほど申しました国土調査事業費の協和地域分の位置図を添付してございまして、船岡地区、境地区についての先ほど申しましたが、座標等の測量等が繰り越されたということで位置図を添付してございます。次の2ページ目をお開き願いたいとおもいます、先般4月23日に現地調査に行かれた南外1号線でございます、繰越事業の内容の図面を添付してございます。平面図の赤で横断している部分がございまして、管渠工の工事を施行することで、23.6mを位置した図面を添付してございます。次に3ページになりますけれども愛宕下の跨線橋の橋梁の図面を添付してございます。詳細な図面はありませんけれども橋梁台帳を載せてございます。これの繰越をお願いするものでございます。

次に、戻って頂きまして、補正予算書の19ページをお願いいたします。8款2項2目12事業、除雪対策費は、今冬の豪雪により、1級幹線市道の除雪経費の一部が国庫補助金の交付対象となったこと、また、県道の一部の除雪を市が受託しておりますが、同じく今冬の豪雪により、除雪作業量が増加した分、県からの委託費の追加があったことから、一般財源から国庫支出金118,641千円を振替えるものでございます。それぞれの内訳といたしましては、国庫補助金が114,500千円、県の委託費追加額は4,141千円でございます。次に、4目15事業、社会資本整備総合交付金事業費（南外1号線）は、事業費の確定により5,931千円の減額補正をし、補正後の額を30,069千円とするものでございます。その内訳でございますが、一部横断暗渠を施工するため、13節委託費を18,911千円を減額し、15節工事請負費を12,980千円を増額補正するものであります。次に、4目32事業、道路改良事業費は、財源の振替をお願いするものでございます。

以上、報告第2号 専決処分報告について（平成23年度大仙市一般会計補正予算（第15号））につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治） はい、次に井関都市管理課長。

○都市管理課長（井関由紀夫） 報告第2号 専決処分報告の平成23年度大仙市一般会計補正予算（第15号）のうち都市管理課所管分につきまして、ご説明申し上げます。

それでは、資料ナンバー2、補正予算書の19ページをお開き下さい。

このたびの補正は、平成23年度に実施いたしました8款3項7目16事業中通線街路整備事業費におきまして、当初、交付金の対象と想定しておりました不動産鑑定料が、交付金の対象外と判明いたしましたため、社会資本整備総合交付金58万円を減額し、地方債中通線街路整備事業債であります地方債40万円を増額、一般財源を18万円増額、財源を振替するものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成24年3月30日付けで専決処分致しました、報告第2号、平成23年度大仙市一般会計補正予算（第15号）の都市管理課所管分につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治君） 当局の説明が終了しました、これより質疑を行います。

質疑のある方は、お願いいたします。なにかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 無いようでありますので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 異議なしと認め、本件は、承認すべきものと決しました。

---

○委員長（竹原弘治） 次に議案第114号、損害賠償の額を定めることについてを議題にいたします。

当局の説明を求めます。足達水道課長。

○水道課長（足達 隆） 議案第114号 損害賠償の額を定めることについて、ご説明申し上げます。議案書の44ページをお願いいたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決をお願いす



るものであり、市が管理する水道の止水栓の管理瑕疵により相手方住宅に損害を与えたことから、その損害を賠償するため、損害賠償額を115万9千926円としようとするものでございます。

それでは、事件の概要等につきまして、補足しながら順にご説明申し上げます。1の事件の概要についてでございますが、(1)の日時でございます、平成24年2月3日午前10時頃、これは発見日時でありまして、当該住宅の向かいのお宅から協和支所農林建設課が電話通報を受けたものでございます。(2)の場所ですが、大仙市船岡字大袋1番地101でありまして、協和地域協和中央地区簡易水道事業の給水区域で和ピア付近の住宅であります。(3)の状況でございますが、平成23年12月9日に当該住宅の所有者である渡部大夏氏から協和支所農林建設課へ長期不在になるため給水中止の届出があり、直ちに止水栓を閉めるべきところでありましたが、担当職員が止水栓を閉めるのを怠り、また、渡部氏も凍り止めを施さなかったことから、水道管内の水が凍結し、宅内の給水管のジョイント部分が外れその部分から漏水し、渡部氏住宅に損害を与えたものであります。

2の損害賠償額であります、115万9千926円としております。本事件の損害賠償の交渉は、渡部氏が代理人として専任しました池田博毅弁護士と行い、当方の止水栓の管理瑕疵と相手方の不凍栓の管理瑕疵の過失割合を50対50とすること、損害賠償額につきましては、過失割合により算定するものとして協議が整っております。なお、床の張り替え等に係る損害賠償額115万9千926円は、全額、当市が加入している全国町村会総合賠償補償保険から給付されるものであります。

3の賠償の相手方ではありますが、渡部氏の委任により神奈川県川崎市川崎区東田町8番地 代理人弁護士 池田博毅氏であります。

本事件後の市の管理体制につきましては、2度とこのような事件が起こらないよう、即時チェック体制の見直し・強化を図ったところでございます。しかしながら、当方の事業運営に係る管理体制の緩みにより渡部氏に損害を与えてしまったことに変わりなく、また、水道事業に係る信用を傷つけてしまったことを深くお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

次にお手元に配布しておりますA3版の「上水ー1」の委員会資料をお願いいたします。1ページをお願いいたします。左側に記載してありますが、該当住宅の位置図でございます。青色で表示しているところが当該住宅の位置でございます。右側が当該住宅の1階平面図でありまして、トイレから漏水し、青線で囲んだところ

が浸水した部分で、被害面積は約43平方メートルでございます。次のページ2ページをお願いします。左側に掲載してございますのが、見積書の写しでありまして、見積業者は、本住宅を建築した業者でございます。右側がその被害の状況写真にしたものでございます。フローリングの隙間に若干シミが浮いているのがご確認いただけるものと存じます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治） はい、当局の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛） あのまず、足達課長さんだとしても、今回新しくこういう体制ですけれども、いちばん最初からこういう問題ていうか、私にすればこれなんとか認めてくけと言われても非常に認めづらい、率直なところ、そう思います。まずあの内容見て、言われたことやらねとがという中で、そうすればしよ今こういうふうな代理人まで出た中であれば、まず、この人やった人には何か減給とか何かとか何もねのか、ただすみませんはわかったんだけど、こういう言われて忘れた人にはどういう、忠告だけなのか、私にすれば怠慢という言葉ひとつだけで通らないものなのでねのがなど、この後にもひとつ関連して、終わってからもうひとつ話してことあるんだけど、今日せっかくこういう新しいメンバーだからしよ、いまいかなもんかなと思ひまして、まず相手のその言われたときに忘れたということに対して、何かの処分というまでもなく、ただ口頭だけでなく何かある、考えたもんだがということだけ、まずお聞きします。

○委員長（竹原弘治） はい、足達水道課長。

○水道課長（足達 隆） お答え申し上げます。いずれこの事件に関しましては、誠に申し開きのできない事件と思ひます、ご指摘のとおりだと思ひます。そのことにつきまして、私どもといたしましても、市長、副市長にこういう事件が発生しましたというふうな報告はしたところでございます。それについての処分については、私どもの方で下すものではなくて、いわゆる人事を掌握しているところの方から具体的なのが下されるのかなという不安は持っておりますけれども、今のところそういうふうな事態には至っていないというふうに生じてございます。いずれにしましても、個人が忘れるということはまったくもってありえないという認識は私どもは持っております、いろいろ状況があったかもしれませぬけれども、それをチェックする体制も実はどうだったかなというふうなことも感じたわけございまして、即

刻、一人の職員が行うのではなく、複数の職員で確実にものごとが行われているというふうなことをチェックするような体制をつくるため、もう一度構築して頂きたいということで、私どもの方からも支所の方に、お願いをしたところでございます。以上でございます。

○委員長（竹原弘治）はい、佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛）まああの、今の中で、答弁の中でただこの中で私ども認めてくれといわれてもやっぱり何らかの形をとってもらわねば、非常にこれ我々も、はいと、私なば個人として非常に言わずらいもんだから、認めざるを得ないもんだから何かの形をこういうふうにしましたとか、しますからというものが無ければ、私はなかなか認めることができないじゃないかなというふうに感じます。そしてましてやもう一つ伺いますけれども、代理人出たときまず、見積もってそうだったとか、二人で相対で話したんだが、なんでこういうふうに代理人とか、こういう感じになって出たもんだってっかなと、そういふうな、本来であれば私なば言ったねがとあって、なに市の方が悪いでねがといいかねねなど、おらなばそう思うし、あのくれやってけるどもなしてやねと、だどもこっちの方でも締め忘れたから五分五分だということだけれども、だからそこらへんの中で、やっぱりなんかすっきりしないと、一つだけでももし出来れば、こういふうにするとか、なんといいですかそのような形をして示して頂ければな、口頭だけでも、課長の方から嚴重でもなんでもいいですから、そういう感じ欲しいもんだなとそう思います。非常に課長さは直接言いつらいですけれども、これを今初めての委員会なものだから、私もいままで千葉議員さんともずっと建水できたわけだとも、これはちょっとあまりにもひどいでねがなど、そういう感じをもっていたとこです。

○委員長（竹原弘治）はい、足達水道課長。

○水道課長（足達 隆）お答え申し上げます。弁護士さんを介したというふうなことについてでございますけれども、これは渡辺さんの方から申し出があったことでございます。私どもの方からいろいろ交渉することになりますけれども、具体については知り合いの弁護士さんがいるので、その方と交渉をしていただきたいというふうな事でございます。それを踏まえながら私どもが交渉をして、その過失割合についても双方理解しているというふうなことで感じておるところ、ただ職員の処分につきましては、おそらく委員がおっしゃるのは職員の処分というふうなことだろうとご理解しております、それについてはこの場では申し上げかねますので、お願いしたいと思います。

- 委員長（竹原弘治） はい、小松上水道部長から補足お願いします。
- 上下水道部長（小松春一） 職員の処遇処罰の件につきましてですけれども、たしかにあの怠慢と一言で済ますような、実際相手方に多大な被害を与えてしまっている  
ので、もちろん大変申し訳なく感じておりました反省もしております、それですね  
私、この事例が発生しましたのは2月3日になるわけですけれども、話の職員の処  
分の件につきましては、副市長と相談いたしまして、後ほどその件、ご報告させて  
いただきたいと思います。
- 委員長（竹原弘治） はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤隆盛） 私あの処分せとかという、せというんだけれども、そういう話あ  
ったのかねかったのかというの一つとしよ、口頭でもいいからというようなものを  
一つ検討すると言ったけから検討します、あまりおか職員さどうのこうのというこ  
とでなく、なんらかの形で少しく見せて頂きたいと思います。
- 委員長（竹原弘治） はい、わかりました。ほかに、はい、橋本委員。
- 委員（橋本五郎） 休憩をしてけね、私、地元の事で相談かけられだった。
- 委員長（竹原弘治） 委員会を暫時、休憩いたします。
- 午前11時31分 休 憩
- 午前11時38分 再 開
- 委員長（竹原弘治） 委員会を再開します。このほかに質疑はございませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（竹原弘治） なければ質疑を終結いたします。
- これより討論を行います。討論はありますか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（竹原弘治） 討論なしと認めます。これより採決いたします。
- 本件を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（竹原弘治） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決  
しました。

---

○委員長（竹原弘治） 次に議案第115号、平成24年度大仙市簡易水道事業特別会  
計への繰入額の変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。足達水道課長。

○水道課長（足達 隆） はい、委員長。議案第115号、平成24年度大仙市簡易水

道事業特別会計への繰入額の変更についてご説明申し上げます。

議案書の45ページをお願いします。

本案は、地方財政法第6条の規定により、議会の議決をお願いするものであり、大仙市簡易水道事業特別会計における4月4日発生の暴風により被災した西仙北地域の川西地区、強首地区及び大野地区簡易水道事業と協和地域の協和中央地区簡易水道の施設に係る災害復旧事業費（単独分）に充てるため、一般会計からの繰入額を5億5千143万1千円以内から106万6千円を補正し、5億5千249万7千円以内とするものです。

それでは、災害復旧事業費の概要についてご説明申し上げます。

お手元に配布しております資料No.3-1、平成24年度補正予算案4月補正の事業説明書8ページと、上水-1、平成24年度第2回大仙市議会臨時会建設水道常任委員会資料の3ページと4ページをお願いいたします。

西仙北地域は、大野地区簡易水道浄水場電気引込計器盤ボックス破損と強首地区簡易水道浄水場及び川西地区簡易水道浄水場のドア及び建具の破損の修繕料として62万3千円でございます。協和地域は、この23日に視察していただきました中央地区簡易水道予備水源建屋倒壊の工事請負費等の75万4千円でございます、4地区簡易水道合せまして、137万7千円でございます。このうち、全国自治協会災害共済金31万1千円が給付されますので、差引106万6千円について繰入金を増額をお願いするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治） 当局の説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。なにかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） ないようでございますので質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（竹原弘治）次に議案第116号、平成24年度大仙市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

なお、所管関係課の内容を一括説明いただき、まとめて質疑、討論、採決を行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

では、当局の説明を求めます。はじめに福田道路河川課長。

○道路河川課長（福田 繁）議案第116号 平成24年度大仙市一般会計補正予算（第1号）の内、道路河川課所管分につきまして、ご説明申し上げます。始めに歳入についてご説明申し上げます。

資料N o 3の大仙市補正予算4月補正の11ページをお開き願います。

21款1項5目土木債は12,900千円の補正をお願いし、補正後の額を518,200千円とするものであります。これは、除雪機械整備事業債を見込んでおります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

今の資料の15ページと、資料N o 3-1事業説明書の5ページと6ページを合わせてお開き願いたいと思います。

8款2項2目10事業、道路維持管理費は、今冬の豪雪により、市道が凍上災害を起こしております。陥没箇所の修復、オーバーレイ等の補修に要する経費として41,593千円の補正をお願いし、補正後の額を272,373千円とするものであります。内訳であります。11節需用費13,257千円は修繕に要する経費であります。14節使用料及び賃借料13,129千円は補修に伴う重機の借上げに要する経費でございます。また、16原材料費15,207千円は、補修に伴う原材料に要する経費でございます。お手元にお配りしております、「道路-1」の図面を見ていただきたいと存じますが、4ページからでございます。4ページが大曲地域の各市道の代表される路線の図面を記載、写真を添付してございます。5ページが神岡地域になってございます、6ページが西仙北地域で、7ページが中仙地域、8ページが協和で9ページが南外地域というふうになってございます。10ページが仙北、11ページが太田地域、それぞれ破損状況の写真を添付してございます。いずれにいたしましても、今冬の豪雪によりまして、既存の市道がだいぶ陥没しているというような、この写真で分かるかと思えます。

次に、2目14事業、除雪機械購入費は、老朽化により作業効率が著しく低下し、修繕費が増加している除雪機械につきまして、更新する経費として18,900千

円の補正をお願いし、補正後の額を49,898千円とするものであります。内訳であります。18節備品購入費18,900千円は、南外地域に配備する小型ロータリー除雪車で、冬期間以外は、路肩部分の除草、約35kmも実施できるよう草刈りアタッチメントも含めて更新する経費であります。図面につきましてはお配りしております最後の12ページの方に、除雪機械購入費の写真等を添付してございますので、お開き願いたいと思います。左上の方に補正の理由、その下に更新機械の現況の配備機械の内訳を書いておりますが、平成5年度配備された年度でございまして、稼働日数、稼働時間、稼働距離、今までの修理の合計金額、1600万円ほどこの機械に修理費を充当しておるということとございまして、現配備機械の写真は右上でございまして、下の方は昨年23年度に大曲に配備した同規格の除雪機械でございまして、こういったものが今回の補正でお願いするものでございます。

以上、議案第116号、平成24年度大仙市一般会計補正予算（第1号）の道路河川課所管分につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（竹原弘治）次に、井関都市管理課長。

○都市管理課長（井関由紀夫）議案第116号、道路河川課に引き続きまして、都市管理課所管分につきまして、ご説明申し上げます。

補正予算書の18ページをお開きください。合わせまして、参考資料として「都市一1」の補正箇所を示した、写真を載せた資料も準備してございますので、一緒に見て頂きたいと思います。表紙をめくって1ページ目には仙北地域、2ページ目には神岡地域の笹倉公園を示しておりますので一緒にご覧下さい。11款1項3目都市計画災害復旧費であります。10事業、公園施設災害復旧事業費につきましては、今冬の豪雪被害及び4月4日の暴風被害対策に要する費用として、145万1千円を追加するものであります。その内訳は、11節需用費修繕料として神岡地域の笹倉公園管理棟の軒先天井の修繕料として129万8千円、仙北地域の真山公園の照明灯の修繕料とふれあい親水公園の東屋の屋根の修繕料として15万3千円であります。

笹倉公園管理棟につきましては、今冬の豪雪に加え、屋根のさびが進行していて自然落下を阻害してきていたこと及び今冬より笹倉スキー場を閉鎖しており、昨冬までは管理棟をスキー客のために暖房しておりましたけれども、閉鎖により屋根への間接的熱源が無くなったため、自然落下が助長されなくなったことなどにより、

積雪により軒先が破損したものであります。この修繕料の財源につきましては、建物損害共済金の87万8千円と、笹倉公園につきましては指定管理を行っております。指定管理者の責任として、損害賠償金42万円を負担するものです。仙北地域の2箇所の公園被害は、いずれも4月4日の暴風によるものです。財源は、一般財源でございます。

以上、都市管理課所管分の補正につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治）次に、佐藤建築住宅課長お願いします。

○建築住宅課長（佐藤喜八郎）引き続きまして、議案第116号、平成24年度大仙市一般会計補正予算（第1号）の建築住宅課所管分につきまして、ご説明申し上げます。

それでは、同様に資料No.3補正予算書の18ページでございます。

このたびの補正は、同じく去る4月3日・4日にかけての暴風被害による補正でございます。11款1項4目、公営住宅災害復旧費1事業、公営住宅災害復旧事業費（単独分）につきましては、11節、需用費、105万2千円を追加し、補正後の額を同額の105万2千円とするものであります。この需用費の内容は、強風による神岡支所管内の市営住宅AD棟の外壁剥離と物置ドアの破損の修繕85万6千円、それから、西仙北支所管内の天神前市営住宅の内1棟一部の屋根の剥離の修繕19万6千円となっております。なお、この需用費につきましては、特定財源として建物災害共済金52万6千円を充当するものであります。

また、お手元の委員会資料の「建住-1」につきましては、市営住宅の位置を1ページ目に2・3ページには被災状況写真を添付してございますので、ご参照頂きたいと存じます。

以上、建築住宅課所管分につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（竹原弘治）はい、次に足達水道課長。

○水道課長（足達 隆）議案第116号、平成24年度大仙市一般会計補正予算（第1号）のうち、上下水道部水道課に係る補正予算につきまして、ご説明申し上げます。補正予算書の13ページをお願いいたします。

今回の補正は、4款・衛生費・3項・簡易水道費にかかる簡易水道事業特別会計への繰出し金の補正でございます。90事業、簡易水道事業特別会計繰出し金は、



議案第115号でご説明申し上げましたとおり、大仙市簡易水道事業特別会計において、4月4日発生**の**強風で被災した西仙北地域の3地区簡易水道施設及び協和地域1地区簡易水道施設の災害復旧事業費（単独分）に充てるため、一般会計からの繰出し金を106万6千円補正し、補正後の予算額を5億5千249万7千円とするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治） 当局の説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） ないようでございますので質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（竹原弘治） 次に、議案第117号、平成24年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。足達水道課長。

○水道課長（足達 隆） はい、委員長。議案第117号、平成24年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の23ページと合わせまして資料No.3-1、事業説明書の7ページ、8ページをご覧いただきたいと思ひます。

今回の補正につきましては、議案第114号、議案第115号及び議案第116号でご説明申し上げましたが、市が管理する水道の止水栓の管理瑕疵により相手方住宅に損害を与えた損害賠償金と、4月4日発生**の**暴風により被災した西仙北地域の川西地区、強首地区及び大野地区簡易水道施設と協和地域の協和中央地区簡易水道施設の災害復旧事業を実施する経費の補正であり、歳入歳出にそれぞれ253万7千円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ10億8千64万2千円とするもので

ございます。

補正予算書 28 ページをお願いします。事項別明細書により、歳入から順にご説明申し上げます。歳入、4 款・繰入金・1 項・1 目・一般会計繰入金は、106 万 6 千円の補正。6 款・諸収入・1 項・1 目・雑入は、建物損害共済金 31 万 1 千円と、総合賠償補償保険金 116 万円の、合せて 147 万 1 千円の補正であります。

29 ページになります。歳出 1 款・総務費・1 項・1 目 10 事業・一般管理費は、補償補填及び賠償金で 116 万円の補正でございます。特定財源は、その他といたしまして、総合賠償補償保険金を同額充当してございます。

30 ページをお願いいたします。5 款・災害復旧費・1 項・1 目・10 事業、災害復旧事業費（単独分）は、137 万 7 千円の補正でございます。内訳ですが、西仙北地域の 大野地区、強首地区及び川西地区の 3 地区簡易水道浄水場のドア等の修繕料 62 万 3 千円と、協和地域の協和中央地区簡易水道水源施設の復旧に係る工事請負費等の 75 万 4 千円であります。特定財源は、その他といたしまして、建物損害共済金 31 万 1 千円を充当してございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治）説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治）では、質疑を終結いたします。これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治）討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治）異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

以上で、当委員会に審査付託となりました事件の審査は、すべて終了いたしました。

なお、本委員会の審査報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思います、それについて委員の皆さんのご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

---

○委員長（竹原弘治） 閉める前に佐藤委員から一つあります。

○委員（佐藤隆盛）あの、大変言いづらいですけども、実はあの先日議会運営委員会で損害賠償事件の一覧を頂きました、その中で、維持管理の件ですけども、大曲西根で2月23日に陥没あって車の事故あったと、事故といえば車の損傷あったと、そしたらそのこだそのなんぼ50m離れたところで、そこでもまた2月に陥没あったと、そしてまたこれも賠償というか、損害を与えたということで、私と佐藤清吉議員も質問しましたけれども、 magariにも建設委員としてしよ、この中でやっぱりこういうことがほんとにすぐやったら事故ばりでねぐもう見てるだけ、こういうこと2回目は起きなかったべと、そういうこと誰しも思うわけだし、一つにはこういう臨時会で予算は通しましたけれども、補正通しましたけれども、いったいどういう形で維持管理とパトロールしているもんだかと、やっぱりここが先ほど、私も思うんだけど50m離れて、また同じ事繰り返しているもんだから、いかなもんかと、わたしここで一つ提言てばおかしいですけども、やっぱり市民からかもしれねども、陥没箇所の際はやっぱりどういう形かということ、定期的にまわってあげば、そして、市民から言われなくても分かるもんでねがなと、1ヶ月に1回20日に1回か、それぐれ回ってあげば陥没箇所は、あまり大きくもねし、修繕といいますか維持管理はしていくもんでね、市民から言わねで、我々も聞かれれば、10日に1回、20日に1回まわってあっているから、それまで直ると、言う事も出来るし、何とかこういうこまいこと、今後大きく修繕とかはあるんだけど、こまい穴っこ、まして私も経験あるんだけど、水たまってしまえば、そこさひっかかって、なんぼ深けたって分からねっしをな、そこドドンと行くもんだから、パンクしたりするから、なんとかこえだけはあと、こういうこと同じどこないように、そこあったら、その周辺もあるんだよというふうなことで、何とか言われないうに適正に維持管理を黙ってでも定期的にまわって出来るように、人足りねってば足りねってように各支所からも、やっぱりあの本庁の田口部長あたりさどか、課長さんとか、各支所の方からも行ってもらって対応してもらってもんだなと、私どうしてもこれ議運で佐藤清吉さんも話したけれども、誠心誠意対応しますと言ったもんだからあえて今、その他で話したところでございます。何とか注意しててやってく

ださいとお願いでございます。

○委員長（竹原弘治）建設部関係の事案でございますので、専決処分ということで、議長報告で、今日配付されていることなんですけれども、特に建設部に関係ある損害事件といたしますか、そういうことで発言あった訳なんですけれども、特にこのことについて、いま、ありますか。はい、福田道路河川課長。

○道路河川課長（福田 繁）いま、佐藤議員のおっしゃるとおり、雪解け時の損害が主だった訳ですが、実は今冬については、先程申し上げましたとおり市内全域にわたり、かなり陥没の箇所が見うけられた訳なんですけど、今の路線につきましてもある意味市内の幹線道路になってまして、大型車もあるく路線でありまして、雪降っているときはなかなか気づかないですけれども、雪解けは一斉に消える訳ですので、なかなかあのパトロールも目が届かなかった、実はここは毎年発生しますので、我々としましてもパトロールの強化というものを24年度から考えておりまして、一つはボランティアで市役所の道路に通じたOBの方にボランティアにパトロールしてもらおう手立てを考えています。もう一つは、職員かなりいますので、自分の通学路といたしますか通勤の路線を走った時に、実はわれわれ道路河川課の人にお知らせ下さいというようなこともやりたいなと考えておりますし、ボランティアも大曲地域だけでなく、広がっていけば全地域において、こういった体制も河川も含めてなんですけども、この後取り組んで参りたいと考えていますが、いずれ、事故が発生したことについては事実でございますので、パトロール強化に努めて参りたいと思っております。

○委員長（竹原弘治）はい、佐藤清吉委員。

○委員（佐藤清吉）関連すること、次長の言うことは大変いいことボランティアとかいいと思うんですけども、一番いいと言うのは、やっぱり支所も職員かなり減っているんだよな、パトロールはできないボランティアやりますかじゃなくて、逆にあの自治会と町内会とかあると思うだよ、そっちの方をお願いした方が一番手っ取り早く分かるんでないかと思うわけ、やっぱりその自治会であればその自治会の範囲内でわかるんで、そっちの方が間違いのない、こういう陥没のあれというのは出てくると思うんで、そっちの方がいいんじゃないかなと、私の提案ですけども、そう思いました。

○委員（千葉 建）委員長、関連していいですか。

○委員長（竹原弘治）はい、千葉委員。

○委員（千葉 建）あの箇所確認したたてよ、たとえば穴いつまでも、確認しました

て、穴塞がねかぎりいつも事故、いつも見て思っているだけけれどもパトロールした  
ってあるし、そしてあの逆にほら道路管理する人って必ずいるはずだからよ、あの  
ボランティアもいいけども、自治会もいいんだけども、やっぱり職員たとえば建  
設課の職員でパトロールする人っているすべた、担当に、その人だつてぐるぐると  
回つてあげばよ、わりどもちゃんと箇所確認できるんだよ、確認できて箇所明記し  
ても、すぐ穴塞がねかぎり、また事故起きるからよ、特に2輪車、自動、バイクな  
んてああいうやついちもく転倒して事故になっちゃう、だからいつも心配している  
んだけども、特にバイクなんては転倒した場合、防御する部分がなんもねから、  
ヘルメットかぶつても大けがするだよ、そうした時に市さ賠償請求きたときによ、  
人身まで含めて賠償しねねくなっちゃうから、やっぱり確認しただけでねぐ、埋  
める予算的なものをよ、ちゃんと確保して、ちゃんとそれを直ぐ応急手当に簡易ア  
スファルト合材でもなんでもよ、埋めるんたことの予算残しておかねばよ、新年度  
予算でやりますたつてできねことだべつた、そこなんとするんだしか。

○委員長（竹原弘治）はい、福田道路河川課長。

○道路河川課長（福田 繁）先程も職員が足りないというのは、議員の皆さんも理解  
していると思いますが、当然、車に材料を積んで適宜見回りしながら職員でやって  
ます、それで大きなものについては、なかなか職員では対応出来ないの、その都  
度舗装会社をお願いをし、陥没を修復するんですけれども、一斉にやればそれに  
越したことはないんですけれども、やはりたまたま残るところというのは広がる可  
能性もあることから、適時職員でやっぱり見回りをし、直ぐその場でスコップでた  
たいて、穴埋めをしてございますので、すべてがすべて全部周り切れて直ぐ対応で  
きればいいですが、なかなか行かないのが事実でございます。

○委員長（竹原弘治）よろしいですか。では、これをもちまして、建設水道常任委員  
会を閉会いたします。長時間ご苦労様でした。

---

午前12時09分 閉 会

大仙市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会 建設水道常任委員会委員長 竹 原 弘 治